

2

4

「地方創生に向けた自治体ＳＤＧｓ推進のあり方」

コンセプト取りまとめ（案）

6

8

本資料は、自治体ＳＤＧｓ推進のための有識者検討会（第3回）の資料6「第1、2回
検討会における委員の意見取りまとめ（コンセプト中間取りまとめ（たたき台））」につ
いて当日の委員の意見等を受けて更新したもの。

10

12

14

16

18

平成29年 月 日
自治体ＳＤＧｓ推進のための有識者検討会

20

< 目 次 >

2	
4	I 地方創生とＳＤＧｓに関する内外の動向
6	II 「環境未来都市」構想とＳＤＧｓ
8	1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題
	2. その成果は、自治体ＳＤＧｓ推進にどのように活用できるか
10	III 地方創生における自治体ＳＤＧｓ推進の意義
12	1. 自治体としてＳＤＧｓ推進に取り組む意義、メリットは何か
14	2. ＳＤＧｓ推進において、市民等のステークホルダーが自治体に期待する役割は何か
16	IV 自治体ＳＤＧｓ推進における政府の役割
18	1. 政府は、ＳＤＧｓ推進における自治体の役割をどのように位置づけるべきか
	2. 自治体ＳＤＧｓ推進における政府の役割は何か

I 地方創生とSDGsに関する内外の動向

2

地方創生の展開

4 地方創生の実現のため、2014年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行された。この施策は、少子高齢化の課題に的確に対応し、地域の人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたっての成長力を確保することを目指している。さらに、「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会を形成すること」が目標として示された。

10

「環境未来都市」構想の経緯

12 内閣府では、かねてより「環境未来都市」構想を推進し、各都市における成功事例の共有等を通じて、地方創生の深化につなげてきた。2008年以降、我が国が目指すべき低炭素社会の姿を市民にわかりやすく示すため、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先進的な取組にチャレンジする23都市を「環境モデル都市」として選定してきた。更に、2011年には、環境・社会・経済の三側面より高いレベルの持続可能性を目指す11の都市・地域を「環境未来都市」として選定し、環境・超高齢化対応等の課題解決に向け、三側面において新たな価値を創造する都市として支援してきた。これらの活動はまとめて「環境未来都市」構想と呼ばれてきた。

20 このような「環境未来都市」構想は、地域資源を活かし、環境・社会・経済の三側面における価値創造を活性化し、自律的に発展する多様な都市・地域モデルの創出を実現するとともに、その成功事例の普及展開を通じて、幅広い地方創生を推進し、一定の成果を得た。

24

SDGsに関する国際的動向

26 2015年9月にニューヨークの国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳の参加の下、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（以下「2030アジェンダ」という。）」が全会一致で採択された。この2030アジェンダは、持続可能な開発のための行動計画として、宣言及び目標等を掲げた。その中核文書が、17のゴール（目

標)と169のターゲット等からなる「持続可能な開発目標(SDGs)」¹である。SDGsの採択から3ヶ月後の2015年12月、第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)にてパリ協定が採択された。パリ協定はSDGsのゴール13(気候変動)の内容を具体化させたものである。2016年10月には、ゴール11(持続可能な都市)の内容を具体化させたニューアーバンアジェンダが第3回国連人間居住会議(HABITATⅢ)にて公表されるなど、SDGs採択以降、新たな国際的な枠組が提案されている。

SDGsに関する国内動向

2016年5月に政府内に持続可能な開発目標(SDGs)推進本部(本部長・内閣総理大臣、全国務大臣が構成員。以下「SDGs推進本部」という。)が設置された。また、SDGsの達成に向けた我が国の取組を広範な関係者が協力して推進していくため、行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関、各種団体等の関係者が集まり、意見交換を行う「持続可能な開発目標(SDGs)推進円卓会議」が、SDGs推進本部の下に設置された。

さらに、2016年12月には持続可能な開発目標実施のための我が国としての指針「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が決定された。その中では、SDGs推進に当たっての自治体の役割の重要性が指摘されている。

地方創生とSDGs

2017年6月9日に開かれたSDGs推進本部会合(第3回)において、安倍総理大臣から、「これは正に地方創生の実現にも資するもの。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討、実施していくようお願いする」との発言があった。

同日「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」が閣議決定され、「Ⅲ. 各分野の施策の推進」の「4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域

¹ Sustainable Development Goalsの略。2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

と地域を連携する」において、「地方公共団体における持続可能な開発目標（S D G s）の推進」が盛り込まれた。この中で、「今後「環境未来都市」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体におけるS D G s達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる」こととされた。

6 S D G s推進による今後の地方創生の展開

S D G sは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものである。1 7のゴールや1 6 9のターゲットに示される多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地域創生を推進するものである。

「環境未来都市」構想では、はやくから環境、社会、経済の三側面に着目し、3つの側面における新たな価値創出によるまちの活性化を目指してきた。この考え方は、S D G sの理念と軌を一にするもので、ある意味でS D G sの取組の先行例といえる。環境未来都市や環境モデル都市における先進的な取組事例は、各自治体においてS D G sに取組む際の、わかりやすいモデルとなるものである。

16 地方創生を一層促進する上で、「環境未来都市」構想を更に発展させ、新たにS D G sの手法を取り入れて戦略的に進めていくことが有効であるといえる。

20 【参考1】S D G sのロゴ（1 7のゴール）



【参考2】持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合（第3回）2017年6

2月9日議事録（抄）

4 【内閣府 地方創生 規制改革担当大臣】

6 SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体による地域のステー
クホルダーと連携した積極的な取組の推進が必要不可欠であります。

8 このため、「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs
達成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、地方創生のさらなる
10 実現につなげてまいります。

12 【内閣総理大臣】

14 持続可能な開発目標、すなわちSDGsは、先進国、途上国全てが責任を持つ重要な取組です。日本は人間の安全保障の考え方立ち、誰一人置き去りにすることなく、一人ひとりが持てる能力を發揮できる社会の実現に向けて、リーダーシップを発揮してまいります。

16 7月の国連での報告や9月の国連総会も見据え、私から、次の3点につき改めて指
示します。

18 第一に、働き方改革の実現です。安倍政権は日本流のインクルーシブな社会である
20 一億総活躍社会を目指しています。その最大のチャレンジが働き方改革。長時間労働
22 の是正や同一労働同一賃金の実現など、SDGsの考え方にならう改革を着実に進め
24 ていきます。

第二に、地方でのSDGsの推進です。これは正に地方創生の実現にも資するもの
26 です。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検
28 討、実施していくようお願いします。

第三に、民間セクターにおける取組の推進です。SDGsの達成には民間の知見
26 や技術、資金の活用が不可欠です。同時に、企業にとっても大きなチャレンジとなり
28 ます。ビジネスチャンスとなります。

30 今回、推進本部として企業や団体等の先駆的な取組を表彰する『ジャパンSDGs
アワード』の創設を決定しました。民間セクターにおけるSDGsの取組を一層奨励
32 するとともに、優れた取組を積極的に発掘していきたいと思います。

34 本年の骨太方針においても、SDGs実施の更なる推進が盛り込まれる見通しです。これを受けて、関係閣僚におかれてはSDGsの取組を加速化していくようお願
いします。

こうした我が国の取組を、国際的にも、7月の国連での報告や9月の国連総会等の場
34 で、力強くアピールしたいと思います。

【参考3】まち・ひと・しごと創生基本方針2017から抜粋

(地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進)

＜概要＞

我が国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、民間事業者等による取組だけではなく、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによるSDGs達成のため積極的な取組が必要不可欠である。加えて我が国では、今後のSDGsの実施段階においても、世界ロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において、持続可能な開発ため取り組むこととしており、環境未来都市及び環境モデルの先進的な取組実績等を活用して、これに貢献していく必要がある。このため、今後「環境未来都市」構想の更なる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる。

【具体的な取組】

◎地方公共団体に対する普及促進活動の展開

- ・国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援を目的に、引き続き、SDGsをテーマとした「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、自律的で持続的な都市の実現を図る。
- ・SDGsに関する機運醸成を図るため、地方公共団体が主催するSDGs理解促進、普及啓発のためフォーラム事業等に対して支援を行う。

◎地方公共団体によるSDGs達成のためモデル事例の形成

- ・地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る。その際、他の模範となるような成功事例を形成することを目的に、有識者による継続的なフォローアップ支援も同時に検討し、成案を得る。

II 「環境未来都市」構想とＳＤＧｓ

2

1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題

4

「環境未来都市」構想は、低炭素社会の実現のみならず、健康長寿社会の実現、国際競争力強化による経済成長等の他の戦略分野も含めた分野横断的な観点から、都市・地域の総合的な政策を推進するものである。その意味で同構想は、都市・地域の生活基盤の改善や産業・経済基盤の強化にも着目した施策である。この観点から、未来に向けた技術、仕組み、サービス、まちづくり等で世界トップクラスの成功事例を生み出し、国内外への普及展開を図ることを目標として、全国から厳選された都市において、政府による戦略的な支援の下にこの取組が実施してきた。

12

各環境未来都市の第1次の5年間(2012～2016年度)の取組について評価を行った2017年度環境未来都市推進委員会においては、立地特性を活かした公・民・学連携のまちづくりの取組(柏市)や、環境・社会・経済の三側面を統合した水ビジネスの取組(北九州市)、3市町間による医療・介護連携の取組(気仙広域)等、大きな成果をあげた様々な取組が報告され、環境未来都市推進委員によるフォローアップでそれらの取組は高く評価された。

18

(1) 成果とそれをもたらした要因

「環境未来都市」構想における施策推進により、環境、社会、経済という3つの側面において多様で新たな価値の創出に成功してきた。また、都市・地域における環境や超高齢化等をめぐる状況や、都市・地域が有する自然資産、社会資産を踏まえた上で、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」を実現し、住民生活の質(QOL, Quality of Life)の向上に成功している。この成功要因として、地域の課題に対応した目標を見える化し市民と共有したこと、様々なステークホルダーとの連携により地域の活性化に向けた自律的好循環を生み出すことができたこと、さらに、新たな地域資源を発掘・活用し課題解決につなげたこと、政府による適切な都市の選定と支援が行われたことなどが挙げられる。これは、地方創生の基本の方針と軌を一にしていることから、地方創生の推進にも大きな貢献を果たしてきたものと考えることができる。

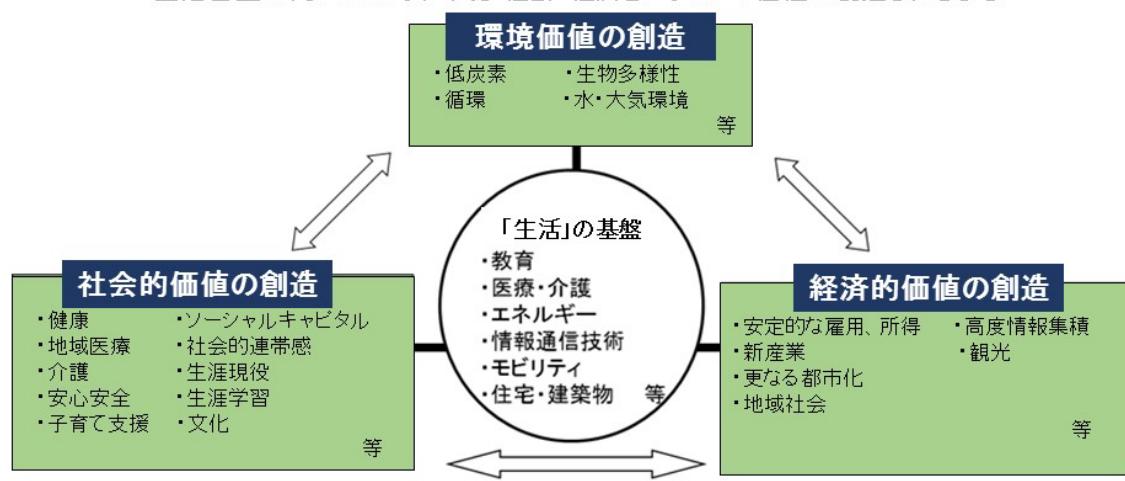
【参考4】「環境未来都市」構想のコンセプト中間取りまとめから抜粋

2

「環境未来都市」構想が目指す3つの価値の総合的な創造

- ①「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」を実現
- ②人、もの、金が集まり、自律的に発展できる持続可能な経済社会システムの構築
- ③ソーシャルキャピタル（社会関係資本）の充実等により、社会的連帯感の回復
- ④人々の生活の質を向上させることが究極的な目的

人間中心の「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」とは、生活基盤の向上のため、環境・社会・経済という3つの価値が創造されるまち



4

(2) 成功事例の普及展開

6 2011年から、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを国内、国外において毎年開催し、国内外に対して活動成果の効果的な発信を行ってきた。さらに、政府のリーダーシップの下に、市区町村、道府県、政府機関、民間団体等で構成される横断的組織である「環境未来都市」構想推進協議会(2017年7月25日現在 構成団体数260)²が組織され、取組事例の共有等の普及活動の推進がなされ、取組の一層の拡大が図られてきた。「環境未来都市」構想に関するウェブサイトは、「都市活性化に関する知のプラットフォーム」として、成功事例の幅広い社会発信に成功している。

10

12

14

(3) 課題

16 「環境未来都市」構想においては、環境問題や高齢化問題を中心とした課題を取り上げて見える化し、成果を挙げてきた。一方、SDGsが掲げる「持続可能な開発」はより広範な課

² 市区町村（116団体）、道府県（46団体）、関係各省（11省庁）、関係政府機関（30団体）、民間団体（57団体）

題であるため、17のゴールや169のターゲットをわかりやすい政策目標として整理し直し、

2 市民に対して見える化を進め、実施に移すことが今後の課題である。

4 地域活性化を推進するためには人材や産業・経済などの地域資産を統合的に連携させ
4 課題解決にあたる手法が求められる。このような実施体制も見える化し、関係者の理解を得
得る必要がある。

6 「環境未来都市」構想においては、23の環境モデル都市や11の環境未来都市を選定し、
8 トップクラスの成功事例を創出するとともに、「環境未来都市」構想推進協議会において官民
10 の団体と情報共有を図ってきた。今後は、全国1,765(47都道府県、1,718市町村)³の
12 自治体を巻き込んださらに幅広い取組により、課題解決の底上げを図ることが望まれる。

2. その成果は、自治体SDGs推進にどのように活用できるか

12 自治体におけるSDGsの推進に当たっては、各自治体が自身の固有の条件を踏まえて、
14 独創性のある政策目標を打ち出すことが求められる。そのための努力こそが、自治体のポ
16 テンシャルを高めることになる。政府は各自治体が独自性のあるSDGs推進のプログラム
18 を提案し、取り組めるような環境を整える必要がある。

(1) モデル事業創出及び普及の取組

「環境未来都市」構想においては、地域の課題解決に向けて優れた提案をする自治体
20 の取組をより活性化させるため、都市を選定した上で、フォローアップ支援や財政支援⁴を活
用しモデル事業を実施してきた。さらに、実現されたベストプラクティスを、国際フォーラム等
22 を通じて全世界へ発信してきた実績がある。

24 このようなモデル事業の実施とベストプラクティス普及の取組の手法は、自治体SDGs推
進に当たっても十分活用可能なものと考えられる。

(2) モデル事業推進のためのガバナンス体制

「環境未来都市」構想において、政府は有識者会議の支援も得て、毎年各都市の活動内

³ 2016年10月10日現在。市数は政令指定都市を含み、特別区を含まない。

⁴ 先端的な技術・サービスを複合的に用いる等の先導的なモデル事業に対する補助等
(2011年度～2013年度：合計22.3億円)

容に関してヒアリングを実施し、計画に沿った進捗管理に留意してきた。これを通して、各自
2 治体におけるガバナンス体制が整備され、フォローアップが円滑に進んだものと考えられる。
4 政策が継続的に実施されることを担保するためのガバナンス体制の整備は特に重要であり、
「環境未来都市」構想におけるこの面での実績は、自治体SDGs推進にあたっても十分活
用できるものであると考えられる。

6

(3)今後の展開と活用方策

8 「環境未来都市」構想の主な取組内容である①モデルの選定とベストプラクティスの創出、
10 ②国際フォーラム等を通じた内外の自治体への普及展開、③ヒアリング等の実施による、
12 自治体における進捗管理のガバナンス体制の整備は、自治体SDGs推進に当たっても十
分活用可能である。「環境未来都市」構想における取組、実績をさらにブラッシュアップし活
用していくことが適切であると考えられる。

14 その際、各自治体は地域独自の課題を把握した上で、2030アジェンダを踏まえて、バッ
クキャスティング型で自身の政策目標を企画立案・実施することが必要である。そして、指標
(インディケータ)による進捗管理を通してガバナンス体制を整備し、パートナーシップの輪を
16 拡げながら、自治体行政におけるSDGsの主流化を図るという観点が必要であると考えら
れる。

III 地方創生における自治体SDGs推進の意義

2

1. 自治体としてSDGs推進に取り組む意義、メリットは何か

4

自治体はSDGs推進に取り組むことにより、持続可能な開発を通して自治体の一層の活性化を図り、地方創生につなげていくことができる。

8

(1) 地方創生とSDGs推進の基本的考え方

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指している。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要である。特に、急速な人口減少が進む地域では、暮らしの基盤の維持・再生を図ることが必要となる。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されている。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となる。これらによって、上記の地方創生の課題解決を一層促進することが可能となる。

20

(2) 「ひと」の流れと活気を生み出す持続可能なまちづくりの実現

住民生活の質（QOL）の向上のためには、短期的にみた生活サービス機能の向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能性のあるまちづくりを進めていくことが必要である。

2030アジェンダの中核文書であるSDGsにおけるゴール、ターゲット、指標等を統合的に活用すれば、中長期の視点から持続可能なまちづくりのビジョンや具体的な活動目標を構築することが可能となる。具体的には、「ひと」の流れと活気を生み出す地域空間を形成するために①都市のコンパクト化、②稼げるまちづくり、③公共施設等の集約化や空き家などの活用を進めていく政策課題の推進において、SDGsのゴールや指標を活用することができる。

2 (3) 魅力あるまちづくりの推進への貢献

4 自治体は様々な歴史的経緯や立地条件を有しており、それを受け他の自治体に比
6 較して優位な側面や劣った点を持っている。自身の持つ魅力に十分に気づいていない
8 自治体も多い。SDGsという世界共通のものさしで客観的に自己を分析することに
より、その魅力や更に魅力を高めるための必要な要素を再認識することや劣った部分
の改善の方向を知ることが可能になる。それにより特に注力すべき政策課題を明確に
し、一層の発展を図ることができる。

10 (4) 経済・社会・環境政策の統合による相乗効果の創出

12 SDGsは、経済・社会・環境の三側面を不可分のものとして扱い、統合的な取組
14 を通じて持続可能な開発を目指すものとしてデザインされている。SDGsを活用す
る事によって、自治体が抱える多様な課題について、経済・社会・環境の3分野に
わたる相互関連性を知ることができ、統合的取組がもたらす相乗効果のメリットを認
識した上で、各種課題に取組むことができる。

16 (5) ステークホルダーとの連携とパートナーシップの強化

18 地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組には、市民、民間企業、NPO
20 等の広範で多様なステークホルダーの参画を得ることが重要である。SDGsにおいて
22 は、ステークホルダーの連携とパートナーシップの主流化が強くうたわれており、
地方創生の施策推進との親和性が高い。また、SDGsは世界共通の言語であるた
め、内外とのステークホルダーとの連携やパートナーシップを進めやすいという利点
も有している。

24 連携の具体的なパートナーとして、国内外の自治体、地域経済に新たな付加価値を
26 生み出す核となる企業（例えば、地域の中核となる企業や地域の金融機関）、専門性
を持ったNGO・NPO、大学等の科学者コミュニティ等を指摘することができる。

28 (6) SDGs達成への取組を通じた、自律的好循環の創出

30 SDGsとは、文字どおり「持続可能な開発」を目指すものである。自治体において
持続可能な開発が推進されることは、産業・経済の活性化に大きく貢献するものである。

これに向けた多様なステークホルダーとの連携により、域内での循環型経済の進展も
2 予想され、自律的好循環の社会・経済の構築に貢献することが期待される。

4 (7) SDGsを活かした国内外への魅力の発信

SDGsは、先進国にも途上国にも利用される普遍性のあるグローバルなゴールである。この世界の共通言語ともいえるSDGsを用いれば、自己の自治体で実現した魅力的で先進的取組等を国内外、特に海外へより効果的かつスムーズに発信することができる。
6
8

10 2. 住民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割

12 SDGsを自治体で推進するためには、市民や民間事業者等の広範で多様なステークホルダーの参加が不可欠である。そのためにはステークホルダーがSDGsの趣旨をよく理解し、自治体行政へのSDGs導入を支持する立場に立つことが求められる。自治体には、市民やステークホルダーの積極的な参加を促す活動を展開することが期待されている。
14
16

18 (1) 国との調整

地域的課題や全国的課題、更には国際的課題などに取り組む上で、市民やステークホルダーが自治体に対する期待は大きい。自治体は住民やステークホルダーが進める、又は望む取組の実施に向けて、直接国や国際機関と交渉、調整、連携することができる。また、関係自治体と協力することで、国への発言力を増すこともできる。この面で、国の支援に期待するところは大きい。
20
22
24

(2) 多様なステークホルダー間の連携の支援

SDGsを通して地方創生を一層進めるためには、多様なステークホルダーの連携が強く求められ、そのために自治体に期待される所が多い。連携は、「集落生活圏・コミュニティ」レベルから「広域」レベルまで、様々なスケールで実現することが求められるが、この実施において自治体に期待される所が多い。
26
28
30

（3）成功事例を実現するためのノウハウの発信

第Ⅰ章で述べたように、「環境未来都市」構想においては、多くの成功事例が報告されている。これらの成功事例の蓄積は、地方創生を進める上での大きな資産であり、他の自治体にとってこれを学習・活用できることは、SDGs推進の大きな強みとなる。様々な取組事例の実績やノウハウが公開され、これらを世界で共有することにより、地方創生における課題解決を一層加速することができる。

（4）市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出

「ひと」の流れや地域社会に活気を生み出すために求められるものの一つに、拠点づくりがある。市民の交流の拠点や地域経済活動の拠点づくりのために、自治体に期待されるところは大きい。このような拠点に、意識の高いフロントランナーが集まり、地域の住民自らが主体となった地域課題解決の仕組みが構築された事例は多い。

（5）意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役

SDGsを推進し地方創生を深化するためには、地域資源を活用してイノベーションを引き起こすことが必要である。地域にはイノベーションのための様々なリソースが蓄積されている。自治体は、リソースの有効利用を促進するための拠点づくりの牽引役となることが求められる。

（6）地域の取組を国内外へ発信

世界の共通言語であるSDGsを推進する自治体における取組の成功事例は、いわば世界の共通財産と位置づけるのが適切である。魅力に溢れた成功事例は、国内に限らず世界を2030アジェンダに向かって変革させる力の原点となり得る。効果的・戦略的に成果を発信し、国際貢献を果たすことが自治体に求められている。

上記（1）から（6）を推進するための基盤となる考え方として、SDGsを活用することが可能である。

3. 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項とは何か

2
自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項として、次のものが挙げられる。

4
(1) 将来のビジョンづくり

6
自治体がSDGsを推進するためには、まず地域の実態を正確に把握し、2030年
8
のあるべき姿を描くことが必要である。バックキャスティングのアプローチを採用し
10
てビジョンを描いた後に、そのビジョンを達成するために必要な施策の提案とその実
行が求められる。ビジョン策定の当たっては、2030アジェンダやその中核としての
12
17のゴール、169のターゲット、約230の指標などを参考にすべきである。

12
(2) 体制づくり

14
SDGs推進のためには、行政内の執行体制（例えば、人材、予算、権限等）の整備
16
が必須である。この執行体制には進捗管理も含まれ、首長のリーダーシップの下、十分
18
なガバナンスを以って定期的なフォローアップがなされなければならない。SDGs
20
の特徴は、経済・社会・環境に関わる課題の統合的推進であるので、行政内の様々なセ
クター間を調整し、互いのセクターが抱えている課題を考慮しつつ、2030年のある
べき姿に向かって協働することのできる執行体制でなければならない。これにより、多
様な相乗効果の誕生を期待することができる。

22
(3) 先行している各種計画とのマッチング

24
自治体では、「総合計画」、「地方版総合戦略」⁵、「環境基本計画」等の各種計画が既
存計画とのマッチングに留意した上で、SDGsの特徴を生かした政策ビジョンを策
定することが必要である。既存政策との連携においては、重複回避や効率化の観点から
企画立案・実施のパッケージ化やワンストップ化に配慮することが効果的である。

28
(4) 水平的連携と垂直的連携

⁵ 「地方版総合戦略」とは、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町
村まち・ひと・しごと創生総合戦略」をいう。

世界の共通課題であるＳＤＧｓの推進に際しては、同様にＳＤＧｓの導入に努力している他の団体との連携が有益である。連携は、水平的連携と垂直的連携の2つの方向で進められるべきである。水平的連携とは、行政体内部の各部局の連携や、自治体内の多様なステークホルダー間の連携を指す。垂直的連携とは、グローバル、国、自治体、コミュニティのように、スケールの異なる団体間での連携を指す。いずれの場合もツールが共通であるから、連携の実効を挙げやすい。

（5）情報発信による学習と成果の共有

ＳＤＧｓ推進の効果を最大化するために必要なことは、各自治体における取組を互いに学習しあい、成功事例を共有することである。共通のツールを用いているため、互いの成果を比較して学習することは、ツールを共有しない場合に比べ容易である。共有すべき成功事例を内外に発信することは、ＳＤＧｓ導入に成功した自治体の責任でもある。

（6）ローカル指標の設定

ＳＤＧｓでは、目標達成に向けた進捗状況を測るための約230の指標が提案されている。しかし、これらの指標には、グローバルな視点から提案されたもので我が国の状況や自治体の取組にはそぐわない指標も数多く含まれている。むしろ利用可能な指標は少ないと考えておくべきである。そのため、各自治体は地域の状況に鑑みつつ自身の取組を適確に測定可能なローカルな指標を設定することを求められる。この作業は、自治体ＳＤＧｓ推進において決定的に重要なものである。

IV 政府の役割

2

1. 政府は、SDGs推進における自治体の役割をどのように位置づけるべきか

4

政府は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において、自治体が既存の各種計画や戦略、方針を策定、改訂する際に、SDGsの要素を最大限反映することを奨励している。

8 また、地方創生に向けた自治体のSDGs推進のためには、政府が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」において、政策の企画・実行に当たっての基本方針である「1.従来の政策の検証」を行うことが示されている。そして、「2.創生に向けた政策の5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）」に基づき、「3.国と地方の取組体制とP D C A整備」を推進することを自治体行政の基本とするとしている。上記を踏まえて、自治体はSDGsの17のゴールと169のターゲットに基づき自主的な政策目標を策定し、地域課題を見える化して市民と共有することが推奨される。

16 政府は、自治体がSDGsを行政施策の柱に組込むこと（自治体行政におけるSDGsの主流化）、SDGs推進体制の構築、自治体職員や市民を含む様々なステークホルダーとの連携等により、地方創生の実現に資するSDGsの要素を取り込んだ取組を実施していくことを、自治体に求めるべきである。

20 また、このような自治体の取組により、自治体がSDGsに基づくグローバルな枠組を通じて一層の地域活性化を図り、地方創生をより効果的に推進していくこと、さらに22それらの取組が国内外へ発信されることを自治体に求めるべきである。

2. 自治体SDGs推進における、政府の役割は何か

26 2017年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」においては、自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進に向けた政府による具体的取組として、自治体に対する普及促進活動の展開、自治体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成の検討が盛りこまれている。これに向けて、政府として具体的な方策の検討が必要となる。

2 (1) 政府としての普及促進活動の展開と相互学習の場づくり

4 地方創生に資する自治体のSDGs推進に向けて、まずは、自治体及びステークホル
4 ダー等へのSDGsに対する理解促進を図るべきである。

6 「環境未来都市」構想では、国際的なレベルで都市経営のノウハウや人材の交流促進
8 を図り、その成果を相互に利用し合うためのプラットフォームを整備してきた。これに
10 より国際的な連携を強化することに、一定の成果を上げてきた。地方創生に資する自治
12 体SDGs推進においても、引き続きこのような考え方を活用していくことが重要と
14 考える。具体的には、国内外のSDGsに係わる様々な取組を行う都市・地域が一堂に
会し、知の交流を行う場として、これまで実施してきた国際的なフォーラムを定期的に
開催し、内外の自治体との連携を強化するとともに、国際貢献にも留意することが挙げ
られる。また、自治体のSDGsの理解促進に向けて、国内各地において小規模なフォ
12 ラムを開催するとともに、幅広い世代に対して普及啓発事業を実施することを求め、
14 政府はこれに対する支援を行うべきである。

16 (2) 自治体におけるSDGs達成のためモデル事業 「SDGs未来都市（仮称）」
の形成

18 政府は、自治体のSDGs推進に資する情報の収集・整理を詳細に行った上で、選定
基準を作成して公募を実施し、地方創生に資するSDGsの優れた取組を提案する都
20 市・地域を、「SDGs未来都市（仮称）」として選定することが重要である。優れた提
案とは、SDGsの理念に沿った統合的取り組みにより、経済・社会・環境の三側面に
22 おける新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い計画を
指す。

24 選定された都市・地域を対象にして、SDGsの目標達成につながる先導的な取組に
ついて、モデル事業として支援を行うべきである。その際、自治体の規模、立地条件、
26 産業経済の実態などに留意して、地方創生の多様な展開を図ることが重要である。

28 地方創生に資するSDGsの取組の裾野拡大を図るため、各「SDGs未来都市（仮
称）」に対してSDGsの理解促進、普及啓発のための事業の展開を促し、政府はこれ
30 に対して財政面での支援を行うべきである。

30 また、各「SDGs未来都市（仮称）」の取組の進捗状況を政府サイドとして管理す

るため、有識者会議の支援も得て各選定都市における取組の達成状況を定期的にフォ
2 ローアップし、各自治体におけるガバナンスの確立を支援する。また、指標等に基づい
4 て今後確立されると想定される総合的な評価手法により、定量的・定性的で簡易な評価
システムを実現するものとする。

上記のプログラムを円滑に執行するため、政府は現行の「環境未来都市」構想推進協
6 議会等を発展させた、SDGs導入の円滑な普及展開を図る組織の設立を図る。その組
8 織は、自治体におけるSDGsの推進のあり方を官民の幅広い視点から考察・支援する
等からの参加を仰ぐ。

10 「SDGs未来都市（仮称）」の構想推進においては、各選定都市が、官民から構成
12 されるコンソーシアムを組織し、政府による財政支援のみに頼ることなく、自ら調達す
る民間資金を組み合わせ、効果的に取組を進めていく自律的好循環が実現される仕組
の構築を図ることが肝要である。政府は、これを支援する必要がある。

【参考】

- 2 資料1 「環境未来都市」構想コンセプト中間取りまとめ
(2011年2月2日、「環境未来都市」有識者検討会)
4 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/pdf/mirai_concept.pdf (内閣府
地方創生推進事務局HP参照)
- 6 資料2 我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ
(2015年9月25日 国連総会採択)
8 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf> (外務省HP参照)
- 10 資料3 環境未来都市構想とこれからのまちづくり
-SDGs、パリ協定等に基づく統合的アプローチとグローバルパートナーシップー¹²
(2016年8月30日 第6回「環境未来都市」構想国際フォーラム
村上周三氏発表資料)
14 http://doc.future-city.jp/pdf/forum/2016_06/02_01_murakami_jp.pdf (環境未来都市・環境モデル都市HP参照)
- 16 資料4 持続可能な開発目標(SDGs)・パリ協定の意義と都市
(2016年8月30日 第6回「環境未来都市」構想国際フォーラム
竹本和彦氏発表資料)
18 http://doc.future-city.jp/pdf/forum/2016_06/02_03_takemoto_jp.pdf (環境未来都市・環境モデル都市HP参照)
- 20 資料5 まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)
(2016年12月22日 閣議決定)
22 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h28-12-22-sougousenryaku2016hontai.pdf> (まち・ひと・しごと創生本部HP参照)
- 24 資料6 持続可能な開発目標(SDGs)実施指針
(2016年12月22日 SDGs推進本部決定)
26 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000252818.pdf> (外務省HP参照)
- 28 資料7 私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)
-導入のためのガイドラインー³⁰
(2017年3月版 自治体SDGs検討小委員会編)

- http://www.ibec.or.jp (一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構HP参照)
- 2 資料8 自治体にとってのSDGs ー導入の意義、目的、方法ー
(2017年6月3日 公開シンポジウム わが国のSDGs達成に向けた
4 地域の取組 (北九州市) 村上周三氏発表資料)
http://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/000771435.pdf (北九州市HP参照)
- 6 資料9 まち・ひと・しごと創生基本方針2017
(2017年6月9日 閣議決定)
8 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/pdf/h29-06-09-
kihonhousin2017hontai.pdf (まち・ひと・しごと創生本部HP参照)
- 10 資料10 第7回「環境未来都市」構想推進国際フォーラム 開催結果
http:// (内閣府HP参照)
- 12 他

自治体ＳＤＧｓ推進のための有識者検討会 委員

2 (敬称略・五十音順)

◎ 座 長

4	秋山 弘子	東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
	浅見 泰司	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
6	蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
	小宮山 宏	株式会社三菱総合研究所理事長
8	城山 英明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	関 幸子	株式会社ローカルファースト研究所代表取締役
10	竹本 和彦	国連大学サステイナビリティ高等研究所所長
	仲條 亮子	グーグル合同会社執行役員
12	藤田 壮	東京工業大学科学技術創成研究院特任教授・国立環境研究所社会環境システム研究センター長
14	◎村上 周三	一般財団法人建築環境・省エネエネルギー機構理事長

16

自治体ＳＤＧｓ推進のための有識者検討会 開催経緯

18	2017年6月15日	第1回検討会	・自治体ＳＤＧｓ推進の目的・ねらいの確認 ・自治体ＳＤＧｓ推進のための論点整理
20	7月 7日	第2回検討会	・ステークホルダーヒアリング ・自治体ＳＤＧｓ推進のための論点整理
22	7月27日	第3回検討会	・ステークホルダーヒアリング ・自治体ＳＤＧｓ推進のための論点整理
24	7月27日	第3回検討会	・ステークホルダーヒアリング ・第1、2回検討会における委員の意見取りまとめ (中間取りまとめ(たたき台))について
26	10月 4日	第4回検討会	・「地方創生に向けた自治体ＳＤＧｓ推進のあり方」コンセ
28			
30			

2

11月29日 第5回検討会（予定）

・「地方創生に向けた自治体SDGs推進のあり方」コンセ

4

プト中間取りまとめ（案）について